

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) の利活用について

提　言　書

平成 28 年 12 月 21 日

焼津市議会総務文教委員会

(平成 27 年 2 月 - 29 年 1 月期)

委員長 鈴木 浩己

副委員長 村松 幸昌

委員 鈴木 功治

杉田源太郎

秋山 博子

渋谷 英彦

小野田吉晃

目 次

1 はじめに	・・・	1 頁
2 マイナンバー制度	・・・	2～4 頁
(1) マイナンバー制度とは		
(2) マイナンバー制度の独自活用		
(3) マイナンバー制度に関連するツール		
(4) 検討対象とする関連ツール		
3 導入・検討にあたっての留意事項	・・・	5～7 頁
留意事項 1 導入検討にあたっては業務改善を図ること！		
留意事項 2 導入検討にあたっては、市民ニーズの把握を！		
留意事項 3 カード普及率の目標設定を！		
留意事項 4 カードの積極的な普及を！		
留意事項 5 万全なセキュリティ対策を！		
留意事項 6 ユニバーサルデザインの視点を！		
4 政策提言	・・・	8～11 頁
提言 1 コンビニ交付サービス		
提言 2 健康情報の閲覧（電子母子手帳）		
提言 3 健康情報の閲覧（電子お薬手帳）		
提言 4 窓口ワンストップサービス		
提言 5 プッシュ型サービスによる市民モニター制度		
提言 6 ワンカード化		
提言 7 災害対策分野の活用および災害時の独自利用		
5 まとめ（結び）	・・・	12 頁
付録 政策提言に係る活動経過	・・・	13 頁

1 はじめに

平成 25 年 5 月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が成立し、国と地方自治体は本格的な制度導入に向けて、次のスケジュールで準備を行っている。

【社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入スケジュール】

平成 25 年 5 月	共通番号制度法案成立
平成 26 年 4 月	地方公共団体情報システム機構設立
平成 27 年 10 月	個人番号の通知
平成 28 年 1 月	個人番号カード交付・個人番号利用開始
平成 29 年 7 月	情報連携（政府機関）開始・マイナポータルがスタート
平成 29 年 7 月	情報連携（自治体間）開始
平成 30 年度	番号利用拡大を検討、情報提供ネットワークシステム運用開始

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりや法人、中長期在留の外国人に番号を割り振り、個人所得や納税実績、年金、医療などの受給状況を正確に把握し、管理できるようにするものである。

公平な社会保障制度の基盤となる本制度では、低所得者に対する社会保障の充実や行政事務の効率化、行政手続きの簡素化が期待でき、社会保障サービスが必要な人に的確な給付を行うことが可能になる制度で、縦割り行政の弊害を排して行政サービスを向上させるものである。

しかし、一方で、個人情報保護や IT 社会に潜むリスクについて、情報漏えい防止の取り組みを強化しなければならない。

平成 27 年 10 月、個人番号が通知され、平成 28 年 1 月には個人番号カードが交付され始めた。それと同時に、社会保障・税務・防災の 3 分野での利用もスタートし、平成 30 年度の本格運用を目指して、今後段階的に利用が進んでいく。この番号制度導入を契機に、行政事務を効率化し、市民目線による行政サービスへと転換させることが求められる。

先進自治体では、既に同制度導入を見越してのシステム改修（保健福祉総合システム）やワンストップサービスを実現する総合窓口の設置をはじめ、一部事務組合で近隣自治体との連携など、行政コストの削減を図り、業務改善に取り組む中、行政サービスの向上に結び付けている事例もある。

本市においても、真に市民サービスの向上と行政改革に寄与する運用となるよう、総務文教委員会において、政策提言のテーマに取り上げ、2 年間にわたり調査研究を行ってきた。

本提言書では、まずマイナンバー制度の説明を行い、マイナンバー制度に関連するツールの導入・検討にあたっての留意事項を述べた上で、具体的な活用事例について、政策提言を行うものである。

平成 28 年 1 月

焼津市議会総務文教委員会

2 マイナンバー制度

(1) マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、平成25年5月の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他関連3法の成立・公布により導入が決定されたもので、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるとの確認を行なうための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であるとされている。

ア マイナンバー

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号である。

マイナンバーの利用により、税や、年金、雇用保険などの行政手続に必要だった添付書類が削減され、これらの手続での市民の利便性が高まる。また、行政事務の効率化や、公平・公正な各種給付の確保などが実現できるとされている。

イ マイナンバー制度関連四法

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）
- ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ③ 地方公共団体情報システム整備機構法
- ④ 内閣法等の一部を改正する法律

ウ マイナンバー制度導入の3つの目的

① 国民の利便性の向上

これまで、市区町村役場、税務署、社会保障事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出する必要があった。マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、面倒な手續が簡単になる。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になるとするものである。

② 行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体等での手続で、個人番号の提示、申請書への記載が求められる。国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、同一番号によって個人情報が管理され、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手續が正確でスムーズになる。

③ 公平・公正な社会の実現

国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になり、行政サービスの捕捉率を高めることが期待できる。

エ マイナンバーの利用分野

社会保障分野	年金分野	・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他分野	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・低所得者対策の事務等に利用
	税分野	・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ・当局の内務事務等に利用
	災害対策分野	・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

※上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（マイナンバー法9条第2項）

(2) マイナンバー制度の独自活用

マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの他に、制度に関連するツールを整備する予定である。

マイナンバー制度の独自活用については、「マイナンバー」そのものの独自活用と、「マイナンバー制度に関連するツール」の独自活用が考えられる。

マイナンバー自体の独自利用については、既に利活用が始まっていることや、法律等で厳しく利用が制限されている。このことから、この提言書においては、主として「マイナンバー制度に関連するツール」の独自利用を中心に政策提言を行う。

(3) マイナンバー制度に関連するツール

政策提言を行うにあたり、「マイナンバー」とこれに関連するツールについて、解説を行う。

ア 個人番号カード（マイナンバーカード）

マイナンバーカードは、マイナンバー制度における本人確認の手段等として利用されるものであり、申請に基づき市から交付されるものである。

券面には、本人の顔写真のほか、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報が記載され、これらの事項がICチップに記録される。

また、マイナンバーカードのICチップの空き領域に、焼津市が独自アプリケーション（独自アプリ）を搭載し、独自サービスを附加することも可能である。

マイナンバーカードを持つことで、個人番号を証明する書類、本人確認の際の身分証明書、付加サービスを加えた多目的カード、各種行政のオンライン申請、各種民間のオンライン申請、コンビニなどでの各

種証明の取得などが想定される。

「独自アプリ」

独自アプリについては、マイナンバー法第18条に基づく条例を制定するほか、独自アプリを搭載・削除等をするためのシステムやICカードリーダライタ（ICチップに格納された情報の読み取り、書き込みをするための機器）等の関連機器を整備する必要があるとされている。

「付加サービスをえた多目的カード」

- ・健康・医療情報の記録 母子手帳、予防接種記録、血液型、診察券、アレルギー歴、お薬手帳
- ・緊急時の情報活用 避難所への入所記録、救急搬送記録

イ マイナポータル

マイナポータル（情報提供等記録開示システム）とは、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報を一つ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分の情報や行政機関から自分に對しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備するもので、平成29年7月の開設を予定している（当初は平成29年1月の開設予定）。

「マイナポータル」

- ア) 情報提供記録表示・・・自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能
- イ) 自己情報表示・・・行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能
- ウ) プッシュ型サービス・・・一人ひとりにあつた行政機関などからのお知らせを表示する機能
- エ) ワンストップサービス・・・行政機関などへの手続を一度に済ませる機能

ウ 法人番号・法人ポータル

法人番号は、特定の法人その他団体を識別するための番号として指定されるものであり、付番の対象は、登記所に設立の登記をした法人、国の機関及び地方公共団体、登記のない法人で法人税等の申告・納税義務等を有する者などである。

法人ポータルは、法人に係るワンストップサービス等を実現するために国が構築を検討しているもので、法人番号を活用し、行政機関が保有する法人自身に係る情報の参照、調達や補助金等に係る情報入手や、各種の電子手続を可能とするものである。

（4）検討対象とする関連ツール

上記（3）のうち、この提言書においては、ア個人番号カード（マイナンバーカード）、イのマイナポータルの2つを取り上げ、政策提言を行う。

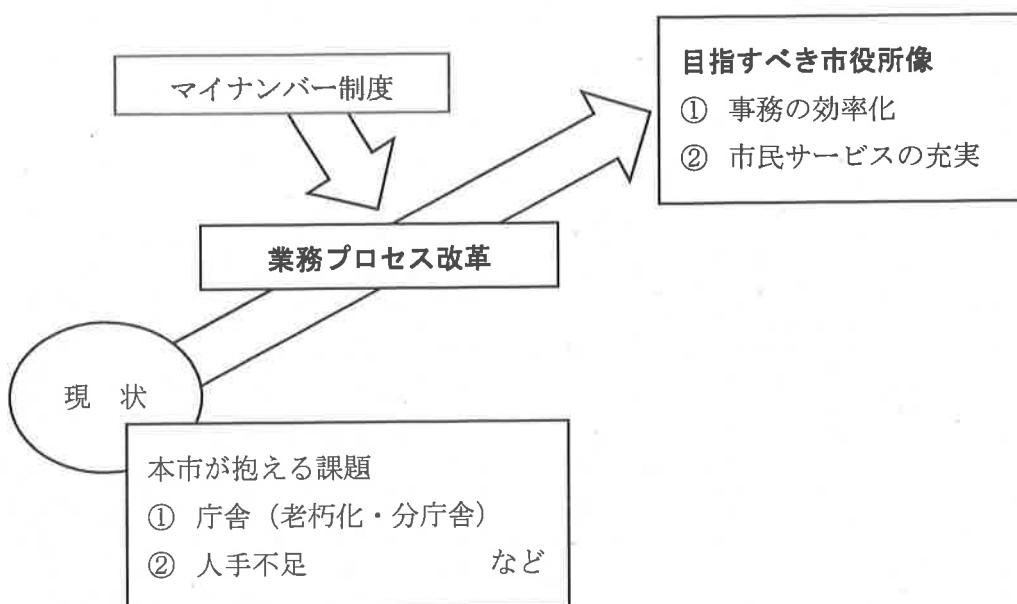
3 導入・検討にあたっての留意事項

留意事項1 導入検討にあたっては業務改善を図ること！

マイナンバー制度に関するツールは、市民の利便性の向上、行政の効率化を図るための有効な手段である。マイナンバー制度に関するツールの特性を研究し、これを最大限に活用することで、本市が抱える課題の解決が可能となると考える。

マイナンバー制度の開始を業務改善のよいきっかけと捉え全庁的に業務改善の実施を図るべきである。

また、費用対効果、事務の効率化に加え、市民サービスの充実の視点からも検討をすべきである。



留意事項2 導入検討にあたっては、市民ニーズの把握を！

マイナンバー制度に関するツールの活用の検討にあたっては、現状の市民サービスにおいて不足しているものは何か、マイナンバー制度の活用について市民は何を求めているのか等について、実態を把握する必要がある。

市民アンケートを実施するなど市民ニーズの把握に努めるべきである。

留意事項3 カード普及率の目標設定を！

本市におけるマイナンバーカードの普及率（申請件数／人口）は、7.92%である（平成28年10月末現在）。

国が作成した「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ」では、マイナンバーカードの交付枚数の目標を、平成28年3月末で1,000万枚（普及率8%）、平成31年3月末で8,700万枚（普及率約70%）としており、ワンカード化（マイナンバーカードと運転免許証や健康保険証などとの一体化）の促進により、目標達成を目指している。

この後提言する政策を実現化するにあたり、マイナンバーカードの普及率がポイントとなると考える。

税金を投入して、マイナンバー制度に関するツールの活用した仕組みを構築しても、マイナンバーカードを所持する市民が少なければ、相対的にサービスを利用する市民が少なくなり、結果として費用対効果が低くなることに繋がる。

事業効果、費用対効果を上げるために、個別政策の検討・推進にあたっては、マイナンバーカードの普及率の目標設定とセットに行うべきである。

留意事項4 カードの積極的な普及を！

平成27年度に内閣府が行った「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」（以下「内閣府調査」という。）によると、マイナンバーカードのメリットについて、知っていたことを聞いたところ、次のような結果となった。

あなたは、個人番号カードの次のようなメリットを知っていましたか。この中から知っていたことをすべてあげてください。（複数回答）

（上位4項目）

- | | |
|---|-------|
| ・運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること | 38.5% |
| ・マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと | 32.1% |
| ・印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること | 26.2% |
| ・コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること | 22.7% |
| ・知っていたことはない | 41.3% |

この調査結果より、マイナンバーカードのメリットが十分理解されているとは言えないことから、ホームページや広報紙の活用、説明会の開催など、市民への積極的な周知を図るべきである。

また、カードを円滑に交付するため、市民課及び大井川サービスセンターの窓口体制の充実（窓口職員の増員、交付専用端末の増設）を検討すべきである。

留意事項5 万全なセキュリティ対策を！

内閣府調査によると、マイナンバー制度に対する懸念として、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」と回答した者が全体の38.0%、「個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること」が34.5%の結果であった。一方で、「特にない」と回答した者は9.1%であった。

個人情報の不正利用や情報漏えいを不安視している人の割合は高く、これがマイナンバーカードの普及が進まない一つの原因と考えられる。

マイナンバー制度に関するツールの活用の推進にあたっては、市民にマイナンバー制度に対する正しい知識を持つもらうとともに、市においても情報セキュリティ対策を万全なものにして、これを市民

に周知する必要がある。

情報セキュリティ対策として、以下の事項の実施を提言する。

- ・職員研修の充実
- ・情報セキュリティ監視及び対応チーム（C S I R T）の設置及び有用化（有効に機能）
- ・情報セキュリティの内部監査の実施
- ・I C Tに特化したB C P（業務継続計画）の策定
- ・本市の情報セキュリティ対策の市民への周知

留意事項6 ユニバーサルデザインの視点を！

制度を推進し活用の効果を高めるためには情報弱者への配慮が欠かせない。分かりやすい表記、多言語の表記、音声や点字など、ユニバーサルデザインに配慮した案内に努めるべきである。

たとえば障害者当事者や家族に対し、障害者ならではの制度のメリットや注意すべきことなど、必要な情報を提供することや、日本語が不自由な住民に対する多言語での対応も喫緊のことと思われる。

総務省ではICT（情報通信技術）の進展が私たちの暮らしに多くの恩恵をもたらしてはいるが、高齢者や障害者などが恩恵を享受できていないことを認め、誰もが利活用できるよう利用環境のユニバーサルデザインを推進しており、当市でもハードとソフトの両面で整えていくことが求められる。

4 政策提言

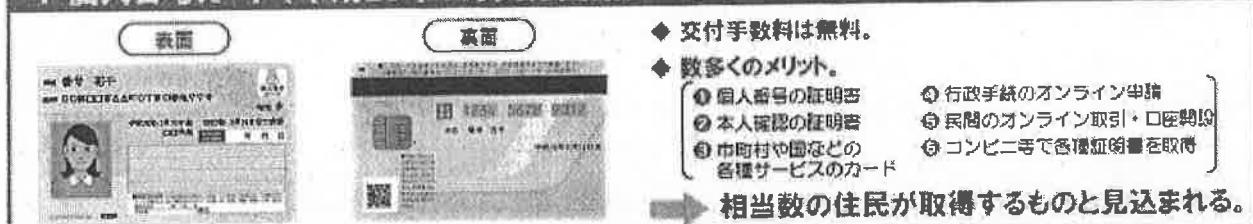
提言 1 コンビニ交付サービス

コンビニ交付は、身近なコンビニや公共施設に設置されたキオスク端末から、住民票や印鑑証明書などの証明書を取得できるサービスである。

これまでの住基カードにおける「条例利用方式（条例に基づき ICチップの空き領域にアプリを搭載する方式）」に加え、マイナンバーカード導入に伴い「公的個人認証方式」のコンビニ交付が実現可能となつた。

「コンビニ交付サービス」の導入について

1 個人番号カード（平成28年1月交付開始）



2 コンビニ交付サービスのイメージ



マイナンバーカードによる「公的個人認証方式」のコンビニ交付は、システムコストや事務コストの抑制が期待できる等、市にとってのメリットも大きいとされている。

コンビニ交付の実施により、市民課及び大井川サービスセンターの窓口体制の見直しや、現在市内4ヶ所に設置している自動交付機の廃止等を進め、コスト削減を図るべきである。

提言2 健康情報の閲覧（電子母子手帳）

電子母子手帳は、市民がマイナンバーカード（公的個人認証機能）を使って母子健康情報サービスの利用申請を行うとともに、各種母子健康情報を電子的に閲覧できるサービスである。

当委員会が平成28年5月に行政視察を行った群馬県前橋市においては、一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構が提供する「共通認証プラットフォーム」と「母子健康情報システム」の仕組みを活用している。

利用申込時はマイナンバーカードが必要となるが、2回目以降のサービス利用時はマイナンバーカードが不要であり、スマートフォンからの利用が可能となる。

なお、この提言に先立ち、本市においては、平成28年11月より母子健康情報サービスの提供が開始された。これは当委員会の委員からの提案を参考に、担当課（健康増進課）において迅速に検討・推進していただいたものであり、本市のマイナンバー制度を積極的に利用しようとする姿勢を高く評価する。

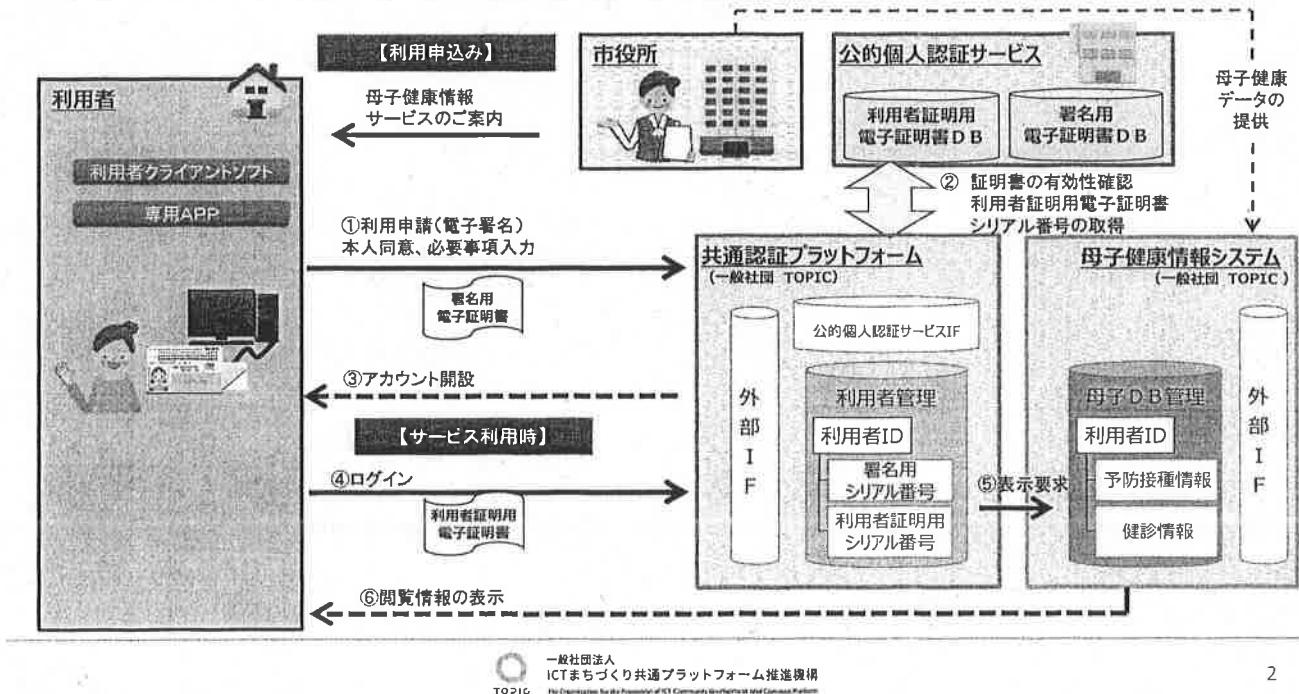
公的個人認証サービスを活用した母子健康情報サービスの提供

【実現内容】

- 利用者は、マイナンバーカード（公的個人認証機能）を使って母子健康情報サービスの利用申請を行うとともに、各種母子健康情報を電子的に閲覧できるサービスを実現。

【27年度事業】

- マイナンバーカードを使った利用申請を受け付けるため、公的個人認証サービスの署名検証者の認定を申請。（平成28年2月12日付けで認定取得）
- 複数の自治体でサービスの提供を行う。（市民への説明会等を順次開催中。）



提言3 健康情報の閲覧（電子お薬手帳）

提言2の電子母子手帳と同様に、市民がマイナンバーカード（公的個人認証機能）を使って、お薬手帳の情報（服用履歴、既往歴、アレルギー）を参照できるサービスである。

導入にあたっては、薬剤師会、医師会など関係する団体との調整が必要になる。

提言4 窓口ワンストップサービス

「焼津市新庁舎建設基本構想（平成28年3月）」第1章2現庁舎の課題に記載されているが、本市では、行政部門が複数の庁舎に分散していることから、利用者の用件が各部局にまたがるような場合、庁舎間を移動する必要性が生じ、市民サービスの観点からは劣る状況となっている。さらに、高度化・多様化する行政ニーズに対応できる行政サービスとそれに伴う事務量の増加やワンストップ化などに対し、組織・機構が配置できる空間構成にならない状況にあり、改善が求められている。

これらの課題については、新庁舎建設により解決されるものと期待されるが、新庁舎開所を待つまでもなく、マイナンバー制度の最大限の利活用により改善が可能と考える。

国においては、マイナポータルを活用した電子窓口により、児童手当や予防接種などの子育て関連手続きを行えるよう検討している。

本市においても、マイナポータルを活用した電子窓口の可能性を研究すべきである。

例えば、窓口訪問前にマイナポータルを活用した電子窓口により書類確認を行なうことで、窓口での待ち時間の短縮や必要書類の不備の防止などが可能となり、市民サービスの利便性向上が図れるものと考える。

提言5 プッシュ型サービスによる市民モニター制度

マイナポータルは、利便性の高いオンラインサービスをパソコンやスマートフォンなどの多様なチャネルで利用可能とするもので、市民サービスの向上に大きく寄与する可能性が高いものである。

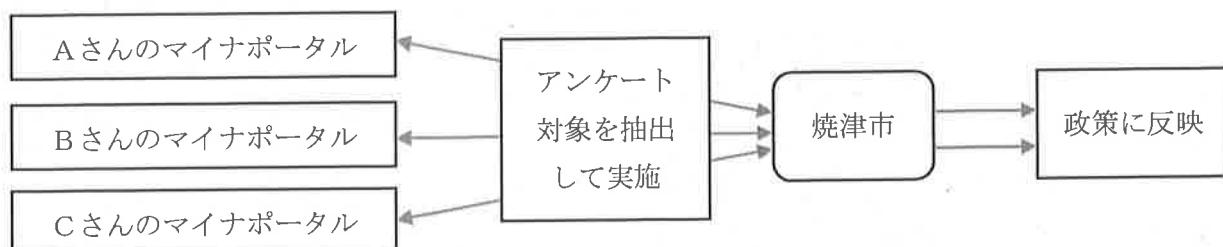
市は、マイナポータルの可能性を認識し、その特性・機能を十分に研究し、市民サービスの向上を図るべきである。

特に、マイナポータルの機能の一つである「プッシュ型サービス」を活用し、市民一人ひとりにあったお知らせを表示することにより、市民の受給機会の逸失防止や、広報機能の強化（タイムリーな案内、効果的な勧奨活動、郵送費用の削減）が図れるものである。

「プッシュ型サービス」の活用の例として、「市民モニター制度」の実施を提言したい。

テーマにより、アンケート対象としたい市民を、地域、年齢、性別等で絞り込むことが可能となることで、対象となる住民の意見の聴取が容易となり、市民の意見をより反映した行政サービスの提供が期待できる。

市民モニター制度のイメージ図



提言6 ワンカード化

ワンカード化は、市が発行する既存のカード（図書館カード、印鑑登録カード、市立総合病院診察券等）をマイナンバーカードに一元化するものである。

ワンカード化により、市民は複数枚のカードを所持する必要がなくなり、一枚のカードで様々な行政サービスを利用できるようになる。

ただし、マイナンバーカードの取得は任意であることから、カード取得を希望しない市民への対応（既存カードの併用）についての検討も必要になる。

また、マイナンバー法との関係においては、図書館カード、印鑑登録カード等は、いわゆる3分野以外の分野であるため、個人情報の管理には、マイナンバー以外の符号を用いることになる点に注意が必要となる。

提言7 災害対策分野の活用および災害時の独自利用

番号法に定められている災害対策分野の事務として、①救助又は扶助金の支給に関する事務②被災者台帳の作成に関する事務③被災者生活支援金の支給に関する事務がある。

このように、災害時の生活再建段階の活用が考えられる。被災者台帳は、被災者支援システムで作成され、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものである。その基礎となるシステムには、人と紐づく宛名番号の統一が重要であり、災害時支援においてマイナンバーは不可欠となる。

また関連して避難所での活用において、避難してきた人の避難者名簿を作成するにあたり、氏名・住所・生年月日のほかマイナンバーを活用することにより、本人確認や自治体をまたいだ避難者の把握や安否確認、行政支援の手続きの簡素化・効率化により、事務負担の軽減にも寄与する。

独自利用（上記の番号法に定められている防災分野の事務以外で利用）する場合、独自利用条例を制定しなければならないとされている。例えば、「安否確認を利用する場合」、「ほかの自治体から避難してきた人の避難者名簿の作成にマイナンバーを利用する場合」である。現在、被災者支援システムは、焼津・藤枝両市で統一のシステムで構築されており、自治体間の情報連携で有効である。

このように、想定される様々な場面で災害対応に特化したシステムとマイナンバーの有効利用が出来るよう平時からの準備と、将来的な活用においても調査・研究をされたい。

5 まとめ（結び）

本提言書では、マイナンバー制度に関連するツール（主としてマイナンバーカードとマイナポータル）の独自利用について政策提言を行った。

「4政策提言」で述べた7つの提言は、本委員会における調査研究を通して情報収集したうち、本市において必要性が高いと思われるものを、活用事例として紹介したものである。

7つの提言については、既に検討・推進しているものもあると聞いているが、実現に向け研究・検討を進めていただくことをお願いしたい。

この実現にあたっては、マイナンバー制度の開始を業務改善のよいきっかけと捉え全庁的に業務改善を図ろうとする姿勢が重要となる。

本市においては、マイナンバーカードを使った独自サービスのアイデアを職員募集する等、マイナンバー制度を積極的に利用しようとする姿勢が見られる。

市民サービスの向上と事務の効率化に繋がるものであれば、7つの提言に限らず、マイナンバー制度に関連するツールの積極的な活用を推進していただきたい。

付録 政策提言に係る活動経過

H27	4月21日	委員協議会	調査研究テーマの検討
	5月21日	委員協議会	調査研究テーマの検討
	6月22日	委員協議会	調査研究テーマの検討
	7月21日	委員協議会	調査研究のテーマが「マイナンバー制度の利活用」に決定
	8月21日	委員協議会	①情報政策課より「焼津市におけるマイナンバー制度の取組み及び利活用の検討状況」の説明 ②今後の協議の進め方の検討 ⇒研修会実施を決定
	9月17日	委員協議会	研修会について協議（開催日時、講師について）
	9月18日	委員協議会	研修会について協議（質問事項の検討）
	10月21日	委員協議会	研修会について協議
	10月26日	研修会	『議員研修会』の実施 講師：榎並利博（富士通総研経済研究所主任研究員） 参加：委員7名及び議員11名
	11月19日	委員協議会	調査項目についての協議
H28	1月19日	行政視察	沖縄県豊見城市「マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付事業について」
	3月11日	委員協議会	調査項目についての協議
	4月4日	委員協議会	調査項目及び今後の進め方についての協議
	4月20日	委員協議会	①情報政策課より「マイナンバーの取組と周知及び情報セキュリティについて」の説明 ②市民課より「マイナンバーカード交付状況等について」の説明
	5月11日	行政視察	群馬県前橋市「マイナンバーカードを利用した市民サービスの充実」
	5月13日	行政視察	千葉県千葉市「マイナンバー制度（利活用・セキュリティ対策）」
	5月20日	委員協議会	政策提言の取りまとめについて意見交換
	7月21日	委員協議会	提言書骨子の検討
	8月19日	委員協議会	提言書（案）の検討
	9月26日	委員協議会	提言書（案）の検討
	10月6日	委員協議会	提言書（案）の検討
	10月21日	委員協議会	提言書（案）の検討
	11月30日	委員協議会	提言書の最終確認
	12月21日	全協	定例全員協議会において議員への報告
	12月21日	市長提出	常任委員長より市長へ「提言書」の提出